



登録番号(2) 1
令和2年7月31日 おしらせ No.42
発行 東京都第一市街地整備事務所
〒104-0054 中央区勝どき1-7-3
第一市街地整備事務所ホームページ
<https://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp/daiichiseibi/index.html>

登記の書き換えが完了しました

日頃より、東京都市計画事業瑞江駅西部土地区画整理事業にご理解とご協力をいただきまして誠にありがとうございます。

令和2年2月28日に行いました換地処分公告を踏まえ、進めておりました登記の書き換えについて、令和2年7月17日、東京都公報において「登記完了の公告」を行いましたことをお知らせいたします。

(東京都公報ホームページでご覧いただけます。<http://www.tokyoto-koho.metro.tokyo.jp/>)

これにより、換地処分公告の翌日から停止されておりました一般の登記事務が再開されましたこと併せてお知らせいたします。

今後のスケジュール

令和2年
2月28日

換地処分公告

・換地処分公告の翌日に、従前の土地の権利が換地に移行し、清算金額が確定します。



令和2年
7月17日

土地・建物の登記等の
書き換え

・施行者が登記所に嘱託し、土地・建物の登記を換地計画の内容に書き換えます。(所在、地番、地目、地積及び家屋番号)



令和2年度
秋頃の予定

清算金の額の通知

・権利者の皆様に清算金の額を通知し、徴収・交付に必要な書類を発送します。



令和2年度
冬頃の予定

清算金の徴収・交付

・清算金の徴収・交付の事務を開始します。

清算金の徴収・交付事務にご協力ください

- ◆ 清算金の額の通知と同時に、清算金の徴収・交付に必要な書類を令和2年度秋頃に発送する予定です。書類が届きましたら、必要な手続きに応じて書類を提出していただくようお願いいたします。
清算金の徴収（分割第1回目）及び交付は、令和2年度冬頃を予定しています。
- ◆ 清算金が交付となる土地に抵当権等の担保権が設定されている場合は、令和2年5月に東京都から担保権者に対し、清算金の交付について照会しました。
- ◆ 換地処分のお知らせの日における土地所有者及び借地権者等以外の方が清算金を納付する場合、または清算金を受け取る場合は手続きが必要になります。手続きに必要な書類は、管理課調査清算担当で用意していますので、ご連絡ください。
- ◆ 清算金額の通知や必要書類等を確実にお届けするため、転居等で住所が変更になった場合は、管理課調査清算担当までご連絡ください。
- ◆ 詳しくは、「換地処分通知と一緒に送りました冊子「換地処分通知のご案内」」をご覧ください。

本おしらせ「みずえ西部」は、今号が最終号となります。

権利者の皆様には、本事業に対し、長年にわたりご理解、ご協力をいただき大変ありがとうございました。お礼を申し上げますとともに、瑞江駅西部地区が、今後も一層魅力ある暮らしやすいまちとして皆様に愛され、ますます発展していくことを祈念いたします。

問い合わせ先

清算金の徴収・交付事務に関すること	管理課調査清算担当	03-3534-3405
換地処分に関すること	事業課計画担当	03-3534-3420
工事に関すること	工事課工務担当	03-3534-3442